

科研費、特別研究員等の審査の公正性を保つ仕組み ——日本学術振興会学術システム研究センターの役割

学術システム研究センター（RCSS）は、総合科学技術会議の提言等を踏まえ、プログラムディレクター、プログラムオフィサーを擁する組織として、2003年に日本学術振興会に設置された。我が国の学術の振興のあり方を改善していくための検討のほか、それに必要な様々な現場の活動を行っている。研究現場に直結する最も重要な任務の一つが、科研費や学振特別研究員等の事業の審査員候補者を選考することである。

私は2013年度からこのセンターの化学専門調査班の専門研究員を拝命し、現在4年目でもうすぐ任期を終える予定である（本来3年任期だが、諸般の事情で例外的に1年間延長を命ぜられた）。この小文では、学振の事業の公正さがどのようにして担保されているか、特に、学振諸事業における審査員の選考の方法と、審査結果及びコメントの検証（審査員に対する評価）の仕組みを知って頂ければと思い、その業務の一端を紹介する。

RCSSの専門研究員の主な業務は、上述した科研費や特別研究員、及び学振が行う種々の国際事業等の審査員候補者の選考とその審査過程及び結果の検証、学振が主体となる顕彰事業における予備審査のほか、学術動向調査、事業の審査体制に関する提言、例えば最近では平成30年度の科研費から実施される分科細目等の体系の大幅な見直しにおける検討などがあった（科研費審査システム改革2018として公表済み）。学振の諸事業の企画などには直接

関与しない。

現在の科研費や特別研究員の審査においては、多くの種目で、書面による第一段審査と、その結果を受けての別な審査員による第二段審査で採択を決定している（平成30年度科研費の審査からこの方式が変わり、いくつかの種目で書面審査と合議審査を同一の審査員で行う方式、あるいはそれに類似の方式に移行する予定である）。書面審査では各申請に対して観点ごとの評価と総合評価を記すほか、コメントを記入することとなっている。このコメントが第二段の合議審査で重要な判定材料となる。そのため、書面審査員にはできるだけ詳細なコメントの記入をお願いしている。二段階の審査を行い、審査の段階により別な審査員が関わる種目では、特にコメントの重要性が高くなる。

さて、我々RCSS専門研究員の最も重要な業務の一つが、これらの事業（学振が審査主体を担っている事業に限る）の審査員の候補を選考し、また審査が適正に行われているかを客観的に検証することにある。審査員の選考は、全国の大学等の研究者が自ら登録した情報を基礎として、学振で各種情報を加えた審査員候補者データベースを利用して行う。審査員は2年連続してお願いする 경우가多く、毎年ほぼ半数を改選している。データベースによる候補者の選考は、必ず2名以上の専門研究員が合議して行い、選考担当者による偏りになるべく生じないように配慮されている。どの種目の申請に対しても

必ず書面及び合議ともに数名の審査員が審査するが、同じ研究分野（分科細目等）を審査する審査員には、同じ研究機関の研究者が複数選考されることはない。このような条件を満たす審査員候補者リスト（補欠候補を含む）を完成させると、センターの全体会議で確認後、学振の審査員選考会で承認され、各候補者に審査員への就任を依頼することになる。

各事業のその年の審査が終わると、書面審査員による審査が公正かつ適正に行われていたかどうかを、センター研究員が検証する。全ての申請に対する審査員による評価及びコメントをまとめた束を渡され、これを読んで確認する作業を行う。各審査員が全ての申請の審査を適正に完了しているか、評価分布に偏りがないかどうか等の単純な確認に留まらず、コメントの内容を読んで、定型化された短いコメントになっていて適正に内容を評価しているかどうかや疑わしいものなどがいないか、申請内容を公正に評価しているとはいえないものはないか、逆に内容に対して俯瞰的視野から公明正大かつ具体的な評価コメントを付しているか、などをチェックする。後者については、優れたコメントを付した審査員の中から表彰者を選考する際の資料としている。事業の審査には公正さが厳しく問われるが、それに反するような利益誘導や、競合研究等を不利に評価するような、利害関係に直接関わるような審査が行われていないかについても、専門研究員の知る範囲で調査している。審査員

は利害関係者（共同研究者、親類縁者等）の申請については自己申告して審査を辞退することが定められている。残念ながら、これに反して共同研究者等の申請に有利な評価をしていると疑われても仕方のない事例が、見つかることもある。これらの各審査員の評価・コメントに対する検証結果は、専門調査班全体の会議で確認の後、翌年以降の審査員候補の選考に適切に反映されるようなシステムとなっている。合議審査やヒアリングについても、RCSSの研究者が陪席し、適切に審査が進行しているかどうかを確認し、見届けている。議論が健全でない方向に向かっている場合は、議論の最中にそれを指摘する場合もある。但し、審査結果に影響を及ぼす議論の内容に関しては、RCSSの研究者は一切意見を述べないことになっている（これは研究者として結構ストレスがたまることもある）。

以上が科研費等の審査の公正さを保つためのRCSSの役割の概要である。万全とは言えないまでも、公正さを維持、向上していくのに相当貢献してい

ることは確かであると思う。この任務を通じて、研究者の皆さんには次のような点に配慮していただきたいと考えられるようになった。

- ・ 科研費等の審査員候補として登録し、また自ら登録した情報の更新を適宜行うこと。
- ・ 審査員の依頼があった場合は、特段の理由がない限り受諾すること。
- ・ 審査にあたっては、審査の手引きを熟読の上、公正な審査を行うこと。利害関係者である場合は、その旨申告し、利益誘導が疑われるような評価を決して行わないこと。
- ・ 一方、利害関係者を拡大解釈して、多数の申請の評価を辞退するようなことのないようにすること。（その申請に対する評価者の数が減少することになり、公正な選考を妨げる場合がある。）
- ・ 書面審査では申請内容を理解し、評価コメントには計画内容に対する評価を盛り込むこと。後の第二段審査で有効活用されることを意

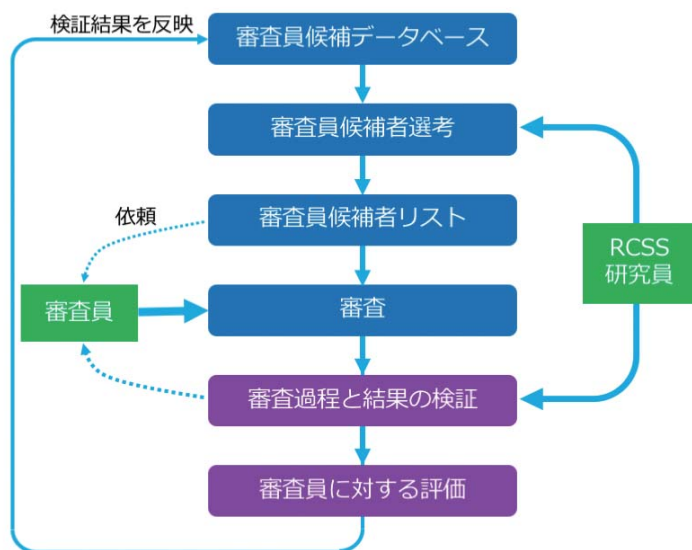
識したコメントを記すこと。

- ・ 科研費等の審査は、過去の業績で判断するのではなく、研究計画書で判断すること。過去の業績は、研究遂行能力の判断材料といえる。

審査の公正さを保つことは、科研費等の水準を維持、向上させるための大前提である。これが揺らぐことは、我が国の研究水準を維持できなくなることに直結する。また審査が公正かつ適正に行われていないと、「既得権化」という批判を浴びてしまう危険もある。各審査員が評価を適正に行うことが、やがては自分たちにはねかえってくるという意識をもって、審査にあたって頂ければ有り難いと思っている。

本原稿の執筆にあたって、RCSSの勝木元也副所長（元基生研所長）、化学専門調査班主任研究員の八島栄次教授（名古屋大）、君塚信夫教授（九州大）に多大なご協力を頂きましたことに感謝いたします。

（岡本 裕巳 記）



審査員選考と審査結果検証のスキーム